

処分年月日	2025 年 2 月 12 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	内藤証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当該協会員の元外務員甲は、歩合外務員として勤務していたが、担当顧客を正社員に引き継いだこと等により収入が大幅に減ったことで、消費者金融からの借入金の返済や生活費に困窮するようになった。 このような状況のもと、平成 16 年頃から、顧客 A に対して、実際には運用する意思がなかったにも関わらず、「甲が個人的に債券や債券先物で運用し、1 か月後に年利換算 12%程度の利息とともに償還する」などと架空の取引を持ち掛けて、複数回にわたり、顧客 A から現金を詐取し、借入金の返済や生活費に充て、償還日には顧客 A に利息を支払い、元本部分は据え置くことを繰り返した。 また、甲は、顧客 A への利息の支払いが増えていったため、平成 19 年以降、他の顧客 2 名からも同様の手口で金銭を詐取した。その後、甲の収入がさらに減ったことで顧客らへの利息の支払いや生活費等に困窮するようになったため、平成 24 年以降、他の顧客 9 名からも同様の手口で金銭を詐取した。 このようにして、甲は平成 16 年頃から令和 6 年 3 月までの間、顧客 12 名から 154 回にわたり、合計約 1 億 2,500 万円を着服した。
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	当該協会員では、再発防止策の 1 つとして、以下の対応を行った。 ・部支店長と内部管理責任者が、チェックリストの項目（他の従業員等への借金の申込みがあるか、金遣いが荒くなっていないか、遅刻や無断欠勤が繰り返されていないか、勤務時間中の頻繁な私用電話や離席がないか等）に沿って、不祥事を引き起こすリスクが高いと考えられるような役職員がいなかの確認を行った。